

# 大型・中型・準中型・大特・けん引・限定解除の教習を受ける方へ

## 1. 教習の有効期限

9ヶ月・・・大型・中型・準中型（仮免許証は6ヶ月です）

3ヶ月・・・大特・けん引・限定解除(8t解除・5t解除・AT解除等)

## 2. 1日に受けれる教習時間の制限

1段階・・・2時限（限定解除の教習は1段階とみなします）

2段階・・・3時限（3時限連続教習はできません）

学科教習については、1段階及び2段階とも制限はありません。

他車種と同時に教習を受けられる方は、合わせて上記の時限数となります

例・・・大型免許1段階1時限と二輪免許1段階1時限　大特免許2段階2時限とけん引免許1時限

## 3. 教習の受講について

① 教習原簿は所定の棚よりIDカードを使用して取り出してください。

② 技能教習を受ける時は、必ず配車券発行受付機で受付を行ってください。

③ 配車券発行受付機の受付は教習開始5分前までに行ってください。

※ 教習3分前までに受付を終了しないと発券されません。

※ 教習開始時間に間に合わない時は、教習を受けることは出来ません。くれぐれも教習開始時間には遅れないよう注意してください。

④ 教習原簿は教習の修得を証明する大切な書類ですので、取扱いには充分注意してください。また、教習終了後は教習原簿返却箱に入れてください。（絶対持ち帰ることのないよう気をつけて下さい）

教習時限	昼間部								夜間部	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教習時間帯	9:20	10:20	11:20	12:20	14:10	15:10	16:20	17:20	18:35	19:35
	10:10	11:10	12:10	13:10	15:00	16:00	17:10	18:10	19:25	20:25

## 4. 技能検定

① 修了検定・・・毎週火曜日・木曜日に行います。（第3土曜日に行なう場合があります。）

② 卒業検定・・・毎週水曜日・金曜日に行います。（第1土曜日に行なう場合があります。）

※ 検定受験日には、必ず免許証を持参してください。

※ 検定不合格時は、1時限以上の補習教習が必要となります。

## 5. その他

① 技能教習の時限数は最短時限数ですので、必要に応じて追加教習（補習教習）があります。

② サンドル、スリッパ等では技能教習ができませんので注意してください。

③ 「台風、積雪等、天候の影響」「車両故障等」により教習が中止となる場合があります。

④ 教習中の携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてください。

⑤ 教習中にガム、飴等の飴等の飲食は禁止とさせていただきます。

⑥ 技能教習をキャンセルされる時は、必ず連絡してください。（できる限り早めをお願いします）

※ 技能教習は予約制となっており、受付窓口にて承ります。

住所 美濃加茂市前平町3-45

TEL 0574-25-4155